

在宅医療基盤整備事業（訪問診療車）に係る留意事項

第1 補助事業者

本事業の実施主体は、県内に所在する保険医療機関のうち、他の医療機関等の医師、歯科医師、薬剤師、看護職員、ケアマネジャー等との多職種協働により、地域における継続的な在宅医療の提供を目指す病院、医科診療所、歯科診療所及び訪問看護事業所とする。

なお、申請時点で保険医療機関又は指定訪問看護事業者でない場合であっても、申請を行う年度内に保険医療機関又は指定訪問看護事業書の指定を受けて事業所を開設することが確実である場合は例外として補助事業者と認める。ただし、その場合は東北厚生局等の指定を行う機関との打合せ記録等を提出することとし、補助金の交付は事業所開設後に行うこととする。なお、正当な理由なく当該年度内に事業所を開設できなかった場合は交付決定を取り消すことがある。

第2 補助対象経費

この補助の対象となる経費は、在宅医療の提供に必要な訪問診療車両本体及び必要最小限の装備品の整備費とし、事業目的の達成のために必要な範囲を逸脱する車両、装備品等は対象外とする。

なお、訪問診療用車両であることを塗装、ステッカー、マグネットシート等で車両に明示することとし、これに要した経費についても見積書、納品書、領収書等で確認できれば補助対象経費とする。

また、車両登録費用等は対象外とし、補助金の交付決定前に着手（発注・支払等）した事業の経費は対象外とする。

（注1）車両については、4WD車、ハイブリッド車、電気自動車も補助対象として認める。ただし、訪問診療車としてふさわしくない車両（値引き前の税抜き車両本体価格が200万円を超える車両、排気量2000ccを超える車両、嗜好性が高い車両（スポーツタイプ、RV、ハイグレード車等）、外国メーカー車）は補助対象外とする。

なお、申請できる台数は1回の申請当たり1台とする。

（注2）車両に係る付属品（オプション）で 補助対象経費と認めるものは、フロアマット、サイドバイザー、カーナビゲーションシステムの3点でいずれも標準的なもの（取付費を除く）とする。それ以外の付属品については補助対象外経費として、自己負担で対応すること。なお、付属品に係る値引きがある場合は、補助対象経費と補助対象外経費の割合で案分するなどし、補助金額が過大にならないように注意すること。

（注3）下取り車両がある場合は、下取り額は値引きとみなし、補助対象経費から減額すること。

(注4) 訪問診療車本体を中古車で購入する場合も補助対象としますが、「第3 交付申請書の提出」に基づく入札や見積合せの実施に当たり、価格比較を行う中古車の仕様（メーカー、車種、年式、グレード、オプション）が最大限同じ車両を選定すること。また、見積書は中古車の仕様が明記されたものを提出すること。

第3 交付申請書の提出

要綱第3条に定める書類を提出すること。

また、交付申請書にあたって、同条第2項第5号に定める「その他知事が必要と認める書類」は、次のとおりとする。

なお、申請は、申請する日の属する年度の末日までを終期として行うものとし、翌年度4月1日以降に実施する事業の申請については、翌年度に改めて行うこと。

(1) 在宅医療基盤整備事業（訪問診療車）計画書（別紙様式1）

(2) 補助対象経費の金額が分かる見積書の写し

※ 業者の選定に当たっては、入札や見積合せを実施することとし、経費の削減に努めること。（2者以上の見積書を添付し、採用した見積書の右上に「採用」と朱書きすること）

(3) 整備する訪問診療車の車種等が分かる書類（カタログ等）

(4) その他事業計画が分かる書類

第4 事業完了後の提出

要綱第9・10条及び第12条に定める書類を提出すること。

なお、実績報告にあたって、要綱第10条第5号に定める「その他知事が必要と認める書類」は、次のとおりとする。

(1) 在宅医療基盤整備事業（訪問診療車）（別紙様式2）

(2) 補助対象経費の金額が分かる請求書、領収書等の写し

(3) 自動車検査証の写し

(4) 整備した訪問診療車の全方位が分かる写真と対象付属品の写真

(5) その他事業実績が分かる書類